

業務管理体制の整備に係る届出について

介護サービス事業者（法人）は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管の行政機関へ届出ることが義務づけられています。

※ 事業所単位での届け出ではなく、事業者（法人）単位での届け出になります。

【 届出先 】

介護保険法が改正され、令和3年4月から届出先が変更され下記のとおりとなります。

なお、この改正に伴う変更届の提出は不要です。

下記区分のとおり、**事業所の運営状況に応じて届出先が異なっています**のでご注意ください。

区 分	届出先
①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
②指定事業者が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所所在地の都道府県
③指定事業所が同一指定都市のみに所在する事業者	指定都市
④指定事業所が同一中核市内のみに所在する事業者	中核市
⑤地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村のみに所在する事業者	市町村
⑥上記以外	都道府県

※ 届出先の例

- ② 横浜市と東京都大田区でグループホームの指定を受けている事業者で本社所在地が東京都である事業者（事業所が2つの都県にまたがるが、関東信越厚生局の管轄区域に収まる。）
→ 東京都へ届出
- ③ 横浜市でグループホームと訪問介護事業所を運営している事業者（居宅サービスと地域密着型サービスを行うが、いずれの事業所も同じ指定都市の中に所在。）
→ 横浜市へ届出
- ⑤ 横浜市のみでグループホームと認知デイの指定を受けている事業者（1つの市の中で地域密着型サービスのみを行う。）
→ 横浜市へ届出
- ⑥ 大和市と横浜市でグループホームを運営している事業者（地域密着型サービスのみを行うが、事業所が同じ県内の2つの市にまたがる。）
→ 神奈川県へ届出

○ 事業所の指定や廃止により、届出先に変更が生じた場合には、変更前、変更後それぞれの行政機関へ届出が必要です。

○ 詳細については、それぞれの行政機関にお問い合わせ下さい。

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>

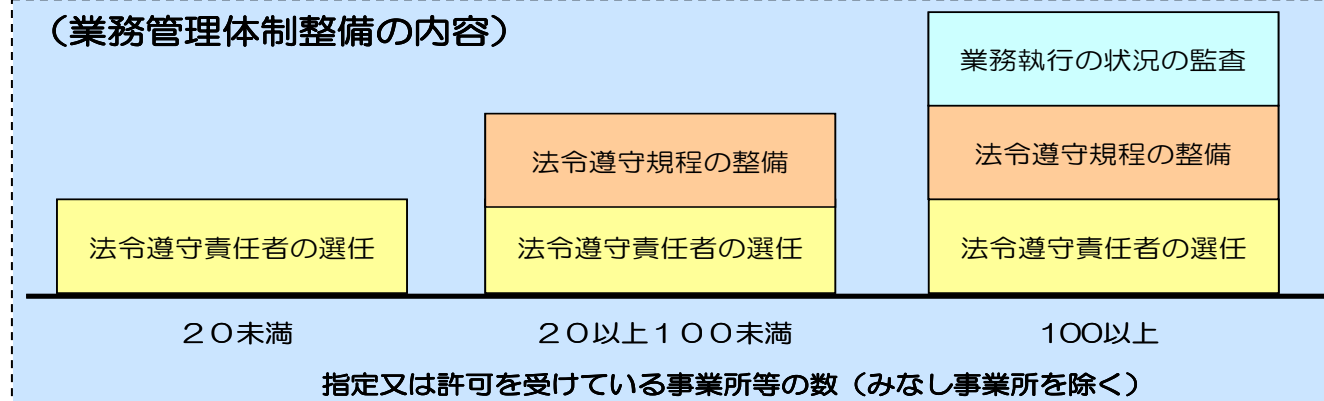
神奈川県

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20>

1 業務管理体制の整備内容

- 事業者（法人）で整備すべき内容は、指定・許可を受けている事業所数によって変わります。

（業務管理体制整備の内容）



- 事業所数には介護予防支援や介護予防サービスも含めますが、みなし指定の事業所は除かれます。

（事業所数の数え方）

- ① 事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
- ② 同一の事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は、別事業所として数えます。
- ③ 同一の事業所が「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生活介護」の指定を受けている場合には、事業所数は2と数えます。

2 届出内容について

区分	届出内容
①「法令遵守責任者の選任」関係	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
②「法令遵守規程の整備」関係	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
③「業務執行の状況の監査」関係	業務執行の状況の監査の方法の概要

☆以下は、横浜市に届出をする事業者を対象にした説明です。

3 各届出事項に関する留意事項

① 法令遵守責任者の選任について

- ・何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者の選任が想定されます。
- ・法務部門を設置していない事業者（法人）の場合には、事業者（法人）内部の法令遵守を確保できる方を選任してください。
- ・法人の代表者自身が法令遵守責任者になることを妨げるものではありません。

② 法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程の概要）について

- ・法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者（法人）の実態に即したもので構いません。

③ 業務執行の状況の監査について

- ・事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が介護保険法及び介護保険法に基づく命令の遵守を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。
- ・なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。
- ・定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査を組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

4 届出様式等

- **横浜市に**業務管理体制の整備に係る届出を行う場合には、【第13号様式】業務管理体制に係る届出書にご記入の上、下記の担当まで郵送でお送りください。
- 届出済みの内容に変更が生じた場合には、【第14号様式】業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）にご記入の上、下記の担当まで郵送でお送りください。
- 横浜市に業務管理体制の整備に係る届出（変更）を行う場合の届出方法、届出様式等については、本市ホームページ「業務管理体制の整備」をご参照ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/shinsei.html#gyoumukanritaisei>

【送付先】〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎16階
横浜市健康福祉局介護事業指導課 業務管理体制に係る届出担当

- 事業所の指定や廃止により、届出先に変更が生じた場合には、変更前、変更後それぞれの行政機関に届出が必要です。
- 厚生労働省や都道府県に届出を行う場合の届出様式等については、それぞれの行政機関にお問い合わせ下さい。

